

(社)日本水産学会における新公益法人 制度への移行に関する報告書

第一次案

(社)日本水産学会

公益法人化対応特別委員会

(社)日本水産学会の新公益法人制度への移行に関する報告書 第一次案

本「(社)日本水産学会の新公益法人制度への移行に関する報告書 - 第一次案」(以下、報告書(案)という。)は、公益法人制度改革の流れを受けて、その渦中にある本学会が、新たに施行された関係法令の下で、今後どのような法人形態を選択し、どのような形で学会運営を行って行くべきか、またそれに向けての手順・準備はどうあるべきかについて取り纏めたものです。

公益法人制度改革の内容に関しては、本報告書においても簡単に(参考)として説明をしていますが、今回の改革は本学会のように旧民法第34条にその存立の根拠を有していた「社団法人」(公益法人)にとって大きな問題を投げかけています。

昨年12月1日に施行された新公益法人制度に関する新たな法律(以下、新法という。)により、既存の公益法人は向こう5年間特例民法法人として存続し、その間に新法の定める移行手続きに基づき新たな法人形態を選択して、移行を完了しなければなりません。本学会の場合は、「公益社団法人」又は「一般社団法人」への移行ということになります。なお、「解散する」という選択肢もありますが、本委員会はこの選択肢はあり得ないとして検討課題とは致しませんでした。

いずれの法人形態を選択するにせよ、その認定(公益社団法人の場合)あるいは認可(一般社団法人の場合)を得るためには様々な法律上の要件 - 法人の性格付け・定款や規則等の制定・事業内容・法人構成等々 - をクリアしなければならず、そのためには現状の事業の見直しや体制の整備が必要となることから、本学会にとって重大な選択を迫られることにもなります。

昨年度、理事会内に設置された本委員会が中心となって、会員諸氏の意向等を適宜伺いながら議論・検討を行ってまいりましたが、本委員会は、本学会にとっては公益社団法人への移行が最も相応しいものと判断しました。本「報告書(案)」は、本委員会に検討を諮問された理事会への答申案です。答申にあたって本「報告書(案)」には、さらに公益社団法人への移行認定に向けた定款の変更案、規則(案)、工程表、今後の課題も併せて記載いたしました。

本「報告書 - 第1次案)」を、理事会ならびに各支部・委員会、さらに会員各位にお示しし、更なるご意見を賜りたいと思います。その後、いただきましたご意見をもとに、「報告書(案)」について検討・修正をした上で、理事会、評議員会、総会でのご審議をお願いしたいと考えています。

平成21年9月18日

(社)日本水産学会 公益法人化対応特別委員会

はじめに

平成 20 年 12 月 1 日に、行政改革の一環として「公益法人改革」を実施するための 3 法律（以下、新法という）が施行された。その目的は「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可・監督の不明瞭性等の現行の公益法人制度の問題点を解決すること」というものである。

これにより、民法第 34 条に基づき設立された「公益法人」は、新法施行から 5 年以内に「公益社団（財団）法人」か「一般社団（財団）法人」のいずれかの形態に移行しなければならなくなった。本学会は「社団法人」であるため、「公益社団法人」か「一般社団法人」かの選択をしなければならないが、「公益社団法人」も「一般社団法人」としての要件を全て満たした上で「公益社団法人」としての認定を受けることになるため、「公益社団法人」も新法における「一般法人法」の適用を受けることになる。この認定、認可は、法人の活動範囲によって、全国ならば内閣府の公益認定等委員会が、あるいは県内に限るならば各県の委員会が判断した上で、内閣総理大臣あるいは都道府県知事が行うこととなっている。

本学会も移行すべき新法人の形態選択を行い、公益社団法人の場合は認定を、一般社団法人の場合は認可を受けるという手続きが必要となる。本学会の活動は全国に渡ることから、その申請は内閣府の公益認定等委員会となる。なお、新法の施行から新法人となるまでの間は、旧公益法人は過渡的な法人形態である「特例民法法人」として位置づけられることになり、本学会も現在その状態にある。

理事会は公益法人化対応特別委員会を設置し、新公益法人制度への対応について検討し、その結果を理事会に答申するよう諮問した。本「報告書（案）」は同委員会での検討の結果を取り纏めた第一次案で、理事会ならびに各支部・委員会等、さらに会員各位の意見をお聞きした上で、さらに検討して報告書として理事会に答申し、理事会、評議員会、総会における方針決定の参考となることを目的とした。

本「報告書（案）」の主要検討課題は下記のとおりである。

1. 「本学会のこれまでの活動」について
2. 「本学会の事業運営上の問題」について
3. 「本学会の組織運営上の問題」について
4. 「法人形態の選択と今後の在り方」について
5. 「今後のスケジュール（工程表）」について
6. 「公益社団法人への移行認定に向けた定款の変更案」について
7. 「公益認定の申請に必要な新規則案」について
8. 「公益社団法人への移行後の学会活動上の課題」について

なお、最後の 8 章は、各支部・委員会を対象に行ったアクションプランについてのアンケート結果をもとに、水産政策委員会に「公益社団法人への移行後の学会活動上の課題」として取り纏めをしていただいたものである。この場を借りてご協力いただいた皆様に感

謝申し上げます。

(参考)

新法とは下記の3法を指します。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(「一般法人法」と略称)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(「認定法」と略称)

上記 ・ の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(「整備法」と略称)

1. 本学会のこれまでの活動

日本水産学会は、1932年に創立され、1970年に社団法人として認可された。創立から70周年に至る経緯は、日本水産学会70年史(日本水産学会誌第69巻特別号(2003))に詳しい。2006年3月の春季大会時に理事会主催シンポジウム「水産学と日本水産学会の未来Part-1」が開催され、「学会は学者のサロンだ」、「水産学栄えて水産業滅ぶではこまる」、「社団法人化して36年経過したので定款の目的を見直すべきだ」等の意見が出された。そこで理事会はこれらの意見に答えるべく、定款の目的「この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等を行う場となることにより、水産学に関する研究の進歩普及を計り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。」を、「この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等を行なう場となることにより、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与するとともに、水産業の発展、水産学教育の推進、社会連携の推進、国際協力の推進を図ることにより、人類福祉の向上に資することを目的とする。」と改めるべく決定したが、文部科学省の内諾は得られなかった。そこで理事会は、自らを「行動する理事会」と呼称し、出来ることから改革を進めることにした。

2007年3月には、理事会主催シンポジウムPart-2が開催された。その直後に、2007年度の科学研究費補助金研究成果公開促進費(学術定期刊行物)(1,500万円が2007年度収入予算として総会で承認済み)が不採択となるという衝撃的イベントが起こった。この年は経費削減をはかり、繰越金を使用することでなんとか乗り切れたが、今後も採択が確約されていない以上、多額の補助金(総収入の約15%)に頼る危険性を回避するため、会員の意向を聞いたうえで、Fisheries Science(英文誌)の正会員と学生会員への配布を取りやめることにした。しかし、補助金を得ないわけにはいかないため、科研費申請の必須条件となった、印刷製本費の一般競争入札を実施した。その結果、2008年度は従来通りブラックウエル・ワイリー社に、2009~11年度はシュプリング・ジャパン社に委託することになった。なお、幸いなことに2008年度は560万円、2009年度は520万円の科研費が採択された。

2007年9月には、理事会内に水産政策特別委員会を設置し、学会としての外部に対する提言案の取り纏めを担当してもらい、理事会での審議を経て、学会として積極的に意見表明に努めることにした。

2008年3月には理事会主催シンポジウム Part-3（副題：行動する日本水産学会）が開催された。また、この頃から、2008年12月1日に施行される新公益法人制度への対応が社団法人である本学会の喫緊の課題となってきた。これについては2008年3月に理事会を中心に公益法人化対応特別委員会を設置して対応することになった。

2008年10月には、第5回世界水産学会議（WFC）が本学会と日本学術会議の主催で開催された。

2009年1月には、公益社団法人への移行認定に向けた定款及び細則の変更案をホームページ上で公開し、会員からの意見を募った。また3月に開催された2009年度の春季大会時には、会員に対して新公益法人制度及び定款の変更案の説明会を2回開催するとともに、総会において理事会の「本会としては、基本的に公益社団法人への移行を目指す、一般社団法人への移行も視野において、情勢を見ながら検討を重ね、次年度の総会において移行に必要な定款と細則の変更を提案する」という方針を承認いただいた。また、総会においては水産政策特別委員会の常置委員会化も承認いただいた。

本学会の現定款の第5条に5項目の事業が明示されている。それぞれの事業の現状について下記に述べる。

（1）研究発表会および学術講演会等の開催

大会は年2回、春季と秋季に、定期的で開催されている。春季大会は6回のうち5回が関東支部の担当で、1回は他支部の担当である。秋季大会は関東支部を除いた支部が担当している。各大会の担当支部と担当機関は理事会の審議を経て決定されている。なお、2008年春季大会より高校生によるポスター発表を始め、また2009年度春季大会より社会科学部門を研究発表の1部門として新設した。大会の研究発表およびシンポジウムの発表内容については、業界紙のみならず一般紙の記者クラブや、科学雑誌編集社に対してプレスリリースして、広く周知に努めている。

また大会時に開催されるシンポジウム（含むミニシンポジウム）は、正会員からの提案に基づきシンポジウム企画委員会での審議を経て決定されている。理事会や他委員会主催のシンポジウムも大会時を含めて随時開催されている。これらのシンポジウムは、公開として、原則として資料代を除いた参加費は無料として、広く会員外からの参加を認めている。

各支部では、例会やシンポジウム・講演会等が支部での審議を経てほぼ定期的で開催されている。

また、漁業懇話会委員会・増殖懇話会委員会・水産利用懇話会委員会は産業界と合同で講演会等を主体とした懇話会を年2回程度開催している。水産環境保全委員会は独自のシ

ンポジウムを毎年開催している。また、日米合同シンポジウムを定期的に開催するほか、国際学会の主催も随時行われている。

(2) 学会誌および学術図書の刊行

国際的学術誌として Fisheries Science (英文誌：年6冊)、国内向け学術情報誌として日本水産学会誌 (和文誌：年6冊) を編集委員会が編集し、学会として発行している。なお、英文誌の英文校閲、組版、印刷製本、電子ジャーナルの掲載は一般競争入札の結果、現在はシュプリンガー・ジャパン社に委託しており、上記経費の一部については、科学研究費補助金研究成果公開促進費 (学術定期刊行物) に毎年応募しており、2007年度を除いて採択されている。2007年度の補助金 (予算として1500万円を計上) が不採択になったことから、翌年度から正会員と学生会員については英文誌の配布を取りやめることにより約1000万円の経費の削減を行うとともに、その他の経費削減に努めている。補助金の申請には一般競争入札が必須の条件とされたことから、一般競争入札を実施するとともに多額の補助金に頼ること避け、申請額を抑えて自立の道を歩むことを目指している。その結果、2008年度は560万円、2009年度は520万円の補助金が採択されている。自立を目指すには、今後、補助金の申請額を漸減させて、他財源の確保を目指すべきである。

日本水産学会誌の和文論文については、編集委員会が、また各種情報については企画広報委員会が、企画・編集にあっている。各種情報としては、シンポジウム・勉強会の内容紹介、支部活動の報告、海外情報、イベントの報告、各種活動報告等が掲載され、さらに問題共有のために座談会等の特集も掲載されている。理事会での活動内容を伝えるために、理事会だよりを掲載している。また会告や会報については理事会と事務局が編集を担当している。日本水産学会誌の論文やその他の記事は、J-Stage、CiNii、AGROPEDIAで電子ジャーナルとして公開され、1年経過したものは会員のみならず非会員も読むことができる。Fisheries Scienceの論文は電子ジャーナル化されて、2005年刊行以降はシュプリンガー・ジャパン社のSpringerlinkで公開されているほか、それ以前のはJ-Stage上で会員、非会員を問わずに読める。また、これらの学会誌は、国立国会図書館を始め、関連分野を有する大学の図書などに寄贈されて公開されており、学会事務局あるいは出版社や委託販売元を通じて誰でも購入可能となっている。

Fisheries Science および日本水産学会誌の編集は、年4回の全員による編集委員会のほか、隔月に在京編集委員会が行われ、日常の業務の連絡はメールで行われている。編集委員会の主たる作業は、投稿論文査読者の決定・依頼と採否の決定のほか、雑誌編集方針と編集事務手順の決定、論文賞授賞候補者の選考等である。

既に日本水産学会誌の和文論文はJ-Stageにおけるweb投稿になっており、Fisheries ScienceもEditorial ManagerによるWeb投稿に2009年10月に移行する。また、Fisheries Science、日本水産学会誌には新たに社会科学分野を新設した。また、論文審査員の国際性を高めるため、現在、編集委員会は外国人の編集委員を増やす努力を行っている。

シンポジウム等の記録と一般への啓蒙を目的とした水産学シリーズ（年4冊）は出版委員会が企画・編集を担当し，中高生や一般向けの読み物としてのベルソープックはベルソープック委員会が企画・編集を担当して刊行されている。いずれも本学会が監修し，出版社が発行・発売を担当する体制にしている。また，2008年度より技術情報誌として（独）水産総合研究センターが編集・刊行することで創刊された水産技術誌（年2冊）の監修を水産技術誌監修委員会が担当している。いずれも定例の委員会（年2回）と臨時委員会によって作業を進めている。

大会時に開催されたシンポジウムの内容は，出版委員会の審議を経て，一部が水産学シリーズとして刊行されているが，刊行されないシンポジウムの内容やミニシンポジウムの内容については，その記録が日本水産学会誌に掲載されている。

その他，水産教育推進委員会では，技術者教育向けの大学レベルの教科書・教材の開発に取り組んでいる。

（3）関連学会等との連絡および協力

本学会は日本学術会議の協力学術研究団体として登録されている。日本農学会・（財）農学会とは従来から連携をしており各種の運営に協力している。とくに毎年，日本農学賞（日本農学会が授与）・日本農学進歩賞（（財）農学会が授与）の授賞候補者の推薦依頼を受けて，学会賞選考委員会が選考を行った上で，会長が推薦している。また，農学関係の学会の連合体である日本農学会については，本学会は会費を納入し，構成学会の一員となっている。他学会等からの授賞候補者の推薦依頼についても，学会賞選考委員会が中心となり，迅速な推薦システムを構築している。いずれの賞についても理事会の審議を経て，推薦が行われている。沿岸環境関連学会連絡協議会については，日本水産学会は有力な構成メンバーの一つであり，学会からは毎年協賛金を拠出するとともに，水産環境保全委員会が中心となり活動に参加している。また，日本技術者認定機構（JABEE）には，会員として参加するとともに，水産系学部等の JABEE 認定の申請については水産教育推進委員会が中心となり，審査委員等の推薦にあたっている。さらに本学会は，世界水産学協議会のメンバーとして，4年ごとに開催される世界水産学会議に参加しており，2008年10月には第5回世界水産学会議を主催した。アメリカ水産学会やイギリス諸島水産学会とも共催シンポジウムを行うなどの連携をしている。また，本学会は，他学協会からの国際学会，シンポジウムや講演会等の共催・協賛・後援の依頼について，その都度理事会で審議し承認を得たうえで，多数の協力を行っている。

その他，地域において支部レベルあるいは個人レベルの様々な連携が行われているが，その内容や程度は地域によって異なる。比較的関連が強いのは，日本海洋学会，日本海洋工学会，日本沿岸域学会，日本魚病学会，日本水産増殖学会，日本水産工学会，水産海洋学会，漁業経済学会，日本魚類学会，日仏海洋学会，地域漁業学会，日本プランクトン学会，日本付着生物学会等である。

(4) 研究業績の表彰

学会賞授賞候補者は、毎年、正会員の推薦に基づき、学会賞選考委員会が選考している。その後、学会賞選考委員長の報告を基に理事会の議を経て、授賞者が決定されている。なお、2009年度学会賞募集から、学会賞授賞者は学会員に限らないことに改められた。論文賞は、毎年、編集委員会により選考され、編集委員長の報告を基に、理事会の議を経て決定されている。いずれの賞も総会時に開催される学会賞授賞式において会長より授与している。また、春秋の大会時には、高校生のポスター展示の中から優秀賞を選考し、大会委員長が授与している。

日本農学賞・日本農学進歩賞および他賞の受賞候補者の選考は、学会賞選考委員会が行い、理事会の議を経て会長が推薦している。地方例会等では、若手研究者や学生の表彰を行っている支部もある。

(5) その他目的を達成するために必要な事業

社会・産業界・行政等と意見交換して課題を抽出し、学として水産学の立場から、各方面に提言を行うことは学会として重要な責務であるが、従来は、個人レベルにとどまり、組織としてはほとんど行われていなかった。しかし、2007年度に水産政策特別委員会が設置され、幾つかの提言を行ってきた。2009年度から常置の水産政策委員会となったことにより、定常的な活動が期待されている。しかし、提言ばかりでなく、実効を伴った活動が同委員会はじめ他委員会にも求められる。

会員・非会員への情報提供については、現在は日本水産学会誌の各種情報、会告、会報、HP等で行っている。また、会員にはお知らせメールでも随時情報が提供されている。

2. 本学会の事業運営上の問題

本学会が「公益社団法人」移行を選択するにせよ、「一般社団法人」への移行を選択するにせよ、以下に述べる理由により、本学会が実施する事業の「公益性」が問われることになる。ここでいう「公益性」とは、一般的な定義ではなく新法および関連ガイドライン等により定義付けされた「新法上の公益性」である。すなわち公益目的事業のチェックポイントにおける補足説明では、「受益の機会が一般に開かれているか（公益でないという趣旨）」と「専門家が適切に関与しているか」が問われ、「目的に直接に貢献する合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すると言う事実認定をし得る」とされる。特に、公益目的事業としては、会員にとっての利益（公益）に止まらず、不特定かつ多数の者の利益（公益）につながることを求められている。

従って、ここでの問題は本学会が現在実施している事業が、前述の定義に基づく公益事業に該当するか否か、即ち本学会事業における「公益性」の有無の検証、既存事業の見直

しと新たな公益事業の可能性についての検討である。

また、「公益目的事業」は原則として「利益を出すことが認められない事業」でもある。従って、次の問題は、新法上必要とされる「公益目的事業」を実施した上で、本学会が将来に亘り存続し続けていけるか否か、即ち本学会の収支への影響・経営問題である。

(参考)

1)新法において定める「公益目的事業」の定義は以下の と の2点を同時に満たすこととされている。

(認定法第2条第4項)

「学術・技芸・慈善その他の公益に関する事業のうち、本法律によって具体的に例示する23種類の事業であること。」

「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業であること。」

2)なお、移行する法人形態における実施すべき事業の条件は次のとおりである。

公益法人においては総事業費の50%以上のウエートで公益目的事業を実施すること。(認定法第5条第8号)

一般法人においては「これまで公益法人として形成、蓄積されてきた純資産」を新法の下での公益目的事業、その他法定の事業のために(何年かけても良いが)費消し尽くす必要があり、そのための「公益目的支出計画」を作成し、それを長期に亘って実施すること。(整備法第119条)

3)なお、一般社団法人を選択した際に実施が義務付けられる事業は、公益法人に義務付けされる「公益目的事業」よりは基準が緩やかになっており、既存の実施事業も対象となっている。(整備法第119条第2項)

4)現在、本学会が実施している主な事業は、1.研究発表会および学術講演会の開催、2.学会誌および学術図書の刊行、3.関連学協会等との連絡および協力、4.研究業績の表彰、5.その他目的を達成するために必要な事業である。

1.についてはガイドラインに「(3)講座,セミナー,育成」の項目で公益事業として例示されている。
2.については収益事業とされる恐れもあったが、日本学術会議からの意見提出により、論文の掲載可否については専門家による査読システムを導入していることから、説明をつくせばガイドラインの「(14)表彰,コンクール」の項目で公益事業として認められる道が拓かれた。3.については多少の見直しが必要であろう。4.についてはガイドラインに公益事業として例示されている。なお、本学会は昨年度、学会賞の授賞対象者を会員に限らないよう規程を改正している。

3. 本学会の組織運営上の問題

新法の施行に伴い、旧公益法人は、今後は新法を根拠とし、新法の定めに基づいた組織整備等が求められる。新法は法人の機関設計・機関運営・その他の様々な手続きに関し、詳細な規定を定めており、今後は公益法人であれ、一般法人であれ、新法に基づく適正・公正な組織運営が求められる。

ここでの課題は、本学会が社団法人の基本的問題として、法律上の構成員(=社員)を

どう定義するかである。現状は正会員のみが、組織運営に関わる権利と義務を負っているが、これを他会員にまで拡大するか否か、また会員の中から一定比率で社員を選出する「代議員制」を選択していくか否かである。本委員会では、現在と同様、正会員全員を社員とし、「代議員制」は採用しないことが、正会員の参加意識の向上を促し、学会の更なる発展のためには有効と判断した。しかし、総会の成立には、正式な委任状（白紙委任状ではない）を含めて過半数以上の出席者が必要となることから、会員の協力が必須である。

さらには、新法上では現行の「評議員制度」は法定外機関となり、設置の必要性が無くなった。この点について本委員会は、廃止すべきとの結論に至った。それに代わり重要性を増した監事はこれまでの2人体制から、3人体制とし、その内の一人は経理の技術的基盤を有する方にすべきとした。

（参考）

（1）法律上、社団法人は「社員」により構成され、当該法人の最高意志決定機関は「社員総会」である。また、当該法人の決算承認や役員選任、その他定款の変更などの重要案件は全て「社員総会」において決議されるものとされている。（一般法人法第35条、49条他）

（2）現在、本学会においては「正会員」を社団法人の「社員」と位置付け、「正会員総会」を「社員総会」と位置付けている。即ち代議員制は採用していない。

（3）今般、新法において、社員総会の定足数は原則として「全社員の過半数」とする旨が規定され、社員総会における重要案件の議決は「全社員の三分の二以上」の賛成を要するものと規定された。（但し、定款で「別の定め」を行うことは認められている。）（一般法人法第49条第1項）

（4）公益目的事業と認定されることに、経理的基礎の一つとして情報開示の適正性が求められている。本会のように、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の法人においては、公認会計士又は税理士でなくとも、営利又は非営利法人の経理事務を5年以上従事した者が監事を務めていれば、この情報開示の適正性について適切に行われているものとされる。（認定法第5条第2号と関連する公益認定等ガイドライン）

4．法人形態の選択と今後の在り方

本学会は、新法施行以降5年以内に「公益社団法人」を目指すのか「一般社団法人」を目指すのかの選択を行い、行政庁の認定あるいは認可を得た上で新法人として登記し、再スタートすることが求められている。

移行する法人の形態については、理念的側面、利害得失面、そして何よりも移行が可能か否かの現実的可能性の検討が特に必要である。

その判断の基になるのが、一般的に「公益法人」となることの、メリット、デメリットは何かということである。

メリットとしては、次の2点が指摘されている。信用供与面（今後「公益法人」の名

称は認定された公益法人のみが使用できる。)、 税制優遇面(法人税優遇、寄付税制の恩恵を受けることができる。)その他、公益社団法人なら公的・私的機関からの補助金や寄付金の対象となりやすいのでないか等の実際上の問題もある。

本学会は、旧民法第 34 条に基づき設立された公益法人の一種の社団法人であったが、特定公益増進法人ではないため、寄付税制の恩恵を受けることができなかった。また、新法人制度下における現在も、特例民法法人としても同様である。このために、本学会の大会や国際学会の開催時には、関係者から寄付をいただいているが、上記の理由により寄付者は税制の恩恵を受けることができない状況が続いている。今後の学会活動の充実をはかる上で、また財政基盤を確かなものとし、科研費への依存度を漸次減らしていく上でも、寄付金や基金は重要な財源となりうる。

デメリットとしては、公益事業比率が 50%以下になってはいけない、公益事業は原則赤字にならなければいけない(そこに会費等を入れて黒字にする、いわゆる収支相償になることが必要)、学会経営における高いセルフガバナンスが要求される、会計処理が煩雑になる等がある。

一般社団法人の場合は、上記の縛りは緩やかであるが、申請によりいずれの法人も条件を満たせば比較的容易に認定されることから、法人としての信用面では公益法人には遙かに及ばない。また、一般法人においては「これまで公益法人として形成、蓄積されてきた純資産」を新法の下での公益目的事業、その他法定の事業のために(何年かけても良いが)費消し尽くす必要があり、そのための「公益目的支出計画」を作成し、それを長期に亘って実施しなければならない。また、税制での優遇措置は公益法人ほど大きくない。とくに寄付者に対する税の優遇措置はない。

本学会の理念的側面については、2006 年 3 月の春季大会時に理事会主催シンポジウム「水産学と日本水産学会の未来 Part-1」において、「学会は学者のサロンだ」、「水産学栄えて水産業滅ぶではこまる」、「社団法人化して 36 年経過したので定款の目的を見直すべきだ」等の意見が出されたことから、学問の世界に閉じこもることなく(即ち会員の共益を越えて)、その成果を最終的に人類の福祉の向上に反映させるという高い公益性をその理念とすることが妥当であり、その目的達成のためには、公益社団法人への移行をはかるのが適当であると、本委員会は判断した。

次に問題となるのが、定款の変更案等の作成である。これについては、過日(公財)公益法人協会を訪れ、本委員会で作成した公益法人への移行認定に向けた定款と細則の変更案について法律の専門家の指導を受け、改訂した案を本「報告書(案)」に記載した。なお、細則案については、多くの事柄が網羅されているため煩雑であり、分割・整理した方が良いとのコメントをいただいた。そこで細則は、規則(改正に総会の承認を必要とする)と規程(理事会の承認で改正できる)とに分割・整理することとし、本「報告書(案)」に記載した。定款の変更案等についてはさらに改訂した案をもって再度指導を仰いだ上で、公益認定等委員会の意見も聞く予定にしている。

さらに、公益社団法人への移行が認可された場合、果たして事務的対応が可能かという点を確認しておく必要がある。とくに公益事業費率が50%を超えるか否か、それぞれの公益事業は収支相償となっているか否か、会計処理作業ができるか否かという点を予め検討しておく必要がある。先日、昨年度の決算をもとに基本部分についてのシミュレーションを行った結果は、前2条件はクリアしており、また事務対応も可能と判断された。現在は、さらに支部の決算を含めて詳細な検討を進めている。

しかし、仮に公益社団法人への移行が公益認定等委員会により認定されると、学会としてのセルフガバナンスの向上が今まで以上に求められることになる。理事会が執行機関となり、監事の役割が重くなるとともに、決定機関としての「社員総会」の役割が重視される。特に正会員は社員となるため、「社員総会」の定足数である過半数の社員の出席、もし出席出来ない場合は正式な委任状（白紙委任状ではない）の提出など、が科されることになるので、今まで以上の参加意識が強く求められる。

公益社団法人の認定を受けるには、定款の変更案等の承認を「社員総会」で受けた後、関係書類とともに公益認定等委員会に申請を行うこととなる。従って申請は、早くても2010年度中となり、次期理事会の取り扱い事項となる。

公益社団法人の定款は、いわば憲法に相当するもので重要であり、その中でも目的は本学会の理念であり長期的活動目標でもあり、特に重要である。今回、各支部や委員会に対して、定款変更案における目的や事業および学会活動に対する要望等について、アンケートにより意見を募集した。いただいた意見を参考に定款変更案の目的や事業内容について見直しを行った。それらについては第6章の定款変更案における目的と第8章の今後の課題に出来るだけ反映させた。定款の目的については、種々の意見をいただいたが、定款の目的は包括的であるべきで、あまり具体的に記載しない方が良いとの専門家の指摘もあり、第6章のような案となった。会員諸氏のご理解をいただければ幸いである。

1932年の日本水産学会の創立を第1の創業期、1970年の社団法人化を第2の創業期とすると、公益社団法人化は第3の創業期とも位置づけられる。会員各位の一致団結が益々必要とされる所以である。

（参考）

（1）主な税制優遇の内容は、概略以下のとおりである。

実施事業に関し、収益事業のみ課税となり非収益事業は非課税となる。（従来の公益法人課税と原則同じ。但し、法人税法上収益事業とされている事業であっても公益目的事業と見なされた場合は非課税となる。）（法人税法施行令第5条2項）

公益法人は自動的に「特定公益増進法人」となり、当該法人に寄付をした法人の寄付金は損金扱いとなり、個人の場合は所得控除が可能となる。（所得税法第78条第1項及び第2項3号 所得税法施行令第217条第3号）（法人税法第37条第4項、法人税令第77条第3号 他）

「一般法人」であっても、その内容により法人法上は「非営利型法人」と「それ以外の法人」の別が

あり、前者においては税制上の優遇措置が設けられている。但し、実際上は税務上の有利不利は一概に断定できず、各法人の経営実態による。（法人税法第4条第1項但し書き、第7条）

5. 今後のスケジュール（工程表）

公益法人化に向けては、これまでも会員への共益のみならず公益につながるように学会活動の改革に努めるとともに、公益社団法人に必要な機関設計、制度設計にも配慮した具体的な規則、規程の改定、ならびに公益法人会計基準に適合する会計処理にも取り組んできた。また、来年度に公益社団法人の移行認定を申請する際には、提出する定款変更案の提出とともに、そこには代表理事と業務執行理事を記名しておく必要がある。これらのことから、公益社団法人における役員（以後、新役員と呼ぶ）の選出、定款の変更案と規則の承認などを、次の総会において適切に執り行う必要がある。このためのスケジュールを以下に示す。なお、新役員には、本会の次期役員が当たることとなる。

9月30日 理事会

（社）日本水産学会の新公益法人制度への移行に関する報告書（第一次案）の承認
（公益社団法人 日本水産学会）定款（案）、会員に関する規則（案）、役員の報酬及び費用に関する規則（案）の検討

10月3日 水産学会秋季大会時における公聴会

アクションプラン・アンケートの集計結果報告

「公益社団法人への移行後の学会活動上の課題」の説明と意見交換

（社）日本水産学会の新公益法人制度への移行に関する報告書 第一次案、（公益社団法人 日本水産学会）定款（案）・会員に関する規則（案）・役員の報酬及び費用に関する規則（案）の説明と意見交換

10, 11月 （公財）公益法人協会および公益認定等委員会への相談

定款、諸規則、ならびに会計処理などについて

11月15日～12月11日

支部からの次期の支部評議員選出結果（11月13日まで）を受けて、次期の支部評議員による次期の役員（公益社団法人における新役員）候補者選挙

12月12日 理事会

次期役員（新役員）候補者の選出結果の報告と承認

（公益社団法人 日本水産学会）定款（案）・会員に関する規則（案）・役員の報酬及び費用に関する規則（案）ならびにその他規則・規程の変更案の検討

2月6日 理事会

総会資料（例年の総会の議案に、新役員候補者、（公益社団法人 日本水産学会）定款（案）・会員に関する規則（案）・役員の報酬及び費用に関する規則（案）ならびにその

他規則・規程の変更案を加える)の審議

3月13日 理事会, 評議員会

総会資料の最終確認(最終校正)

3月26日 理事会

総会に諮る審議事項の承認

3月28日 総会および理事会

この総会では, 新たな公益社団法人への移行認定の申請に向けた新役員(理事および監事)の選出, および公益法人認定後に発効する定款案と規則案の承認を, 正式な手続きを経て得る必要がある。特に, 上述したように, 定款案には, 新役員(代表理事および業務執行理事)の名前を入れて, 総会での承認を得る必要がある。そこで, 総会を次のように3部構成として運営する。

総会第1部 (社)日本水産学会としての通常総会および新役員選出

(社)日本水産学会の平成22年度事業計画の中に, 公益社団法人への移行認定の申請を行うことを挙げ, 認定を受けて解散の登記によって事業年度が終了することについても, 合わせて承認を受ける。

次期役員(理事・監事)の選出に際して, 公益社団法人 日本水産学会の新役員としても選出することとして, 新制度における役員選出方法に則って, 役員一名ずつの承認を行う。

総会第2部 学会賞授与式

この間を総会の休憩と位置づけ, 選出された次期役員による理事会を開催して, 会長(代表理事)を選出する。

総会第3部 公益法人移行認定に向けた定款の変更案および規則案の審議

次期会長(代表理事)による挨拶

公益法人移行認定に向けた定款の変更案および規則案の審議

なお, 以下のことについても承認を受ける。

- ・ 公益法人認定申請時の定款の軽微な修正対応については理事会での協議に一任する。
- ・ これらの定款, 諸規則は, 公益社団法人として認定され, 公益社団法人の設立を登記して始めて有効となる。
- ・ 公益認定を受けて登記されると同時に現在の(社)日本水産学会の解散を登記するので, (社)日本水産学会のすべての事業はその登記の前日で終了となり, 残りの事業は公益社団法人日本水産学会に引き継がれる。

2010年6月以降 公益法人申請

認定後2週間以内

(社)日本水産学会の解散の登記, および公益社団法人として設立の登記

特例民法法人としての(社)日本水産学会の解散の登記と, 公益社団法人設立の登記を

同日に行った場合には、解散の登記の日の前日を(社)日本水産学会の事業年度の末日とし、公益社団法人日本水産学会の設立を登記した日を事業年度の開始日として、現在の(社)日本水産学会の事業は、公益社団法人日本水産学会に引き継ぐ。

(社)日本水産学会の事業報告書ならびに会計決算報告の作成。(社)日本水産学会の定款、規則、規程は解散により停止され、あらたな公益社団法人日本水産学会の定款、規則、規程が発効される。公益社団法人における最初の回理事会で、残り事業を引き継いだ事業計画を承認する。

設立および解散の登記後、遅延なくこれまでの主務官庁（文部科学省）に対してこれを届け出る。

2001年3月 総会

公益社団法人としての事業報告、決算の承認等

6．公益社団法人への移行認定に向けた定款の変更案

公益社団法人への移行認定を申請するにあたっては、新たな公益法人として法律やガイドラインに沿った定款および規則の案を、現在の社団法人の総会において承認を得た上で、提出することが必要となる。

定款変更案における変更の要点は、以下のとおりである。

- ・公益目的事業を明示する必要があるため、これを明示した。(第3条,第4条)
- ・社団としての社員とその資格、および社員総会の権限や決議について明確化した。(第5条,第12条,第17条)
- ・理事と理事会、特に代表理事と業務執行理事について、選出の条件、権限と責任を明確化した。(第20条,第21条,第22条)
- ・新たな社団法人では評議員と評議員会をおく必要がなくなり、これに代わるものとして監事の権限と責任が重くなった。(第23条)
- ・資産と会計、事業内容の開示や公告の方法の明示が求められている。(第33条~第38条,第48条)
- ・新たに基金の募集ができるようにした。(第39条,第40条)
- ・寄附に対する税の優遇措置を受けられるように、租税特別措置法と同法施行令で求められている事項を加えた。(第21条,第29条,第38条,第45条)
- ・公益認定が取り消された際に公益目的取得財産を国又は地方公共団体等に贈与することを明示した。(第44条)

なお、この定款の変更案は、主に内閣府公益認定等委員会から出された『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』および『移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について』をもとに、さらに全国公益

法人協会刊行の『新公益法人移行準備の最新手引き』と公益社団法人公益法人協会刊行の『公益法人 定款・諸規程例-補訂版)』を参考に作成した。

公益社団法人 日本水産学会 定款（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本水産学会と称する。

（事 務 所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もつて学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、持続可能な水産業の推進、水産学教育の推進、社会連携の推進、国際協力の推進を図り人類福祉の向上に資することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会および学術講演会等の開催による水産学研究の推進事業
- (2) 学会誌および学術図書の刊行による水産学研究の普及事業
- (3) 関連学会等との連携および協力ならびに社会連携の推進事業
- (4) 研究業績の表彰による学術の発展と科学技術の振興事業
- (5) 水産学に関連する社会教育の推進事業
- (6) 水産学に関連する国際協力の推進事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号から第 5 号までの事業は本邦、同項第 6 号および第 7 号の事業は本邦および海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

（法人の構成員）

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した公共性のある団体

- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人，法人または団体の代表者
- (4) 外国会員 この法人の目的に賛同して入会した海外の個人
- (5) 名誉会員 この法人に特に功労のあつた者で理事会の議を経て社員総会において推薦された者
- (6) 学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍し，この法人の目的に賛同して入会した学生

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 会員として入会しようとするものは，理事会が別に定めるところにより入会手続きをなし，理事会の承認を受けなければならない。ただし，名誉会員に推薦された者は，入会の手続きを要せず，本人の承諾をもつて名誉会員となるものとする。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため，会員は，社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員は，会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は，いかなる場合でもこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は，理事会において別に定める退会届を提出することにより，任意にいつでも退会することができる。ただし，前条を含めて未履行の義務は，これを免れることができない。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは，社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、社員総会の一週間前までに，理由を付してその旨を通知し，社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則，規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは，その会員に対し，通知するものとする。

(資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか，会員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し，若しくは失踪宣告を受け，又は会員である法人あるいは団体が

解散したとき

- 2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、第7条を含めて未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員を持って構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告および貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、合併及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上の出席があつて、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面議決)

第18条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は総社員の議決権の過半数を有する社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 4 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員を選任

(役員等の定数)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 20名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 前項の代表理事以外の理事をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員等の選任等)

第21条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項に選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 第2項で選定された業務執行理事より、副会長2名以内を選定することができる。
- 5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならぬ

い。

- 6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を施行する。

- 2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長およびその他の理事は、業務執行理事として理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること
また、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を召集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他の法令上の権限を行使すること

（役員等の任期）

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、理事の任期は、引き続く 2 期を超えることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補充又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者または現任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員 等 の 報 酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、経理の技術を有する監事に対しては、社員総会の決議により別に定める報酬および費用に関する規則等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 免 除)

第 27 条 この法人は、理事会の決議によって、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 27 条の責任の免除

3 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在理事数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(招 集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事あるいは理事のいずれかが理事会を招集する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 32 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 33 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものを、基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとして、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱い規程による。

(基本財産の維持および処分)

第 34 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に供する場合には、理事会において議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持および処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始前までに行政庁に

提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 1 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 基 金

(基金の募集)

第 39 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した時期まで返還しない。

3 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続き)

第 40 条 基金の返還の手続きについては、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 141 条の規定する限度内で行うものとする。

2 前条第 3 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

第 9 章 定款の変更，合併及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は，社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は，遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 42 条 この法人は，社員総会において，総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって，他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併，事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の合併等を行うときには，予めその旨を行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第 43 条 この法人は，社員総会の決議その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 号 第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 44 条 この法人が，公益認定の取り消しの処分を受けた場合，又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には，社員総会の決議を経て，公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に，国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益社団等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益社団等に該当する法人に掲げる法人に贈与するものとする。

第 10 章 支部および委員会，事務局

(支部および委員会の設置等)

第 46 条 この法人の事業を推進するため，理事会はその決議により，支部および委員会をおくことができる。

2 支部および委員会に関する事項は，理事会の決議により別に定める。

(事務局設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため，事務局を設置する。

2 事務局には，所要の職員を置く。

- 3 重要な職員は，代表理事が理事会の承認の得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，代表理事が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は，電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は，官報による。

附 則

- 1 この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は _____，業務執行理事は _____、 _____、 _____、 _____とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と，公益法人設立の登記を行ったときは，第 33 条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

7. 公益認定の申請に必要な新規則案

これまで，(社)日本水産学会における公益法人移行認定に必要な細則の変更案を，従前の細則をもとにして，可能な限り軽微な変更にとめて作成してきた。しかし，従前の本会細則には，定款の変更案に抵触する箇所がいくつか，例えば役員の選出や役員の職務について規定している箇所など認められる。また，本会細則の改廃は総会での決議によるところであるが，理事会のガバナンスを重んじる新法人制度においては理事会の決議によって改廃すべき事項も混在している。

以上のことから，公益法人移行認定申請時に最低限必要な規則，規程の案をまずは作成し，適宜，従前の細則を分割して折り込むこととした。その他の規則，規程については，今後変更案を作成していく予定である。

なお，公益法人への移行申請時には，申請書に添付すべき書類の中に次のものがある。

定款（特例民法法人としての定款）

定款の変更案（認定を受けたあとの法人としての定款）

理事及び監事に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

事業・組織体系図（作成不要の場合あり）

社員の資格の得喪に関する細則（特例民法法人であって、定款のほかに、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合のみ）

会員等の位置づけ及び会費に関する細則（定款のほかに、会員の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ）

したがって、定款に関連して提出が求められる規則（改廃は、社員総会の決議による）としては次の二つがある。

（公益社団法人 日本水産学会）会員に関する規則（とに該当）

（公益社団法人 日本水産学会）役員の報酬等及び費用に関する規則（に該当）

そこで、これ以降に上記の二つの規則の案を示した。なお、会員に関する規則の相当部分は、現在の細則から関係する条項を抜き出して構成してある。

（公益社団法人 日本水産学会）会員に関する規則（案）

（目的）

第 1 条 この規則は、定款第 6 条および第 10 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会、ならびに会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会の手続き）

第 2 条 この法人の会員とは、定款第 6 条の規定により入会を承認されたものである。

2 定款第 5 条(6)にもとづき学生（大学院学生を含む）は希望により学生会員になることができる。学生会員の資格を有する期間は入会年度内とするが、継続を希望する学生は会費を前納すれば再入会の手続を要しない。

3 正会員および学生会員は住所のある当該支部に所属する。

（会費）

第 3 条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 団体会員 30,000 円
- (3) 賛助会員 50,000 円以上
- (4) 外国会員 15,000 円
- (5) 学生会員 6,000 円

（会費の納期）

第 4 条 会員は会費 1 年分を毎年 2 月末日までに前納しなければならない。

（会費の免除）

第 5 条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第 2 条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。

(1) 正会員のうち、会員歴 45 年以上でかつ満 75 歳以上の者であって、本人からの免除申請があった場合。

(2) 免除すべき相当の事由があると認める会員

(3) 名誉会員

(会員の特典)

第 6 条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 会員は本学会の和文および英文の学会誌(日本水産学会誌と Fisheries Science)の最新号をインターネット上で閲覧できる。

(2) 本会が発行する水産学シリーズおよびベルソープックス等学術図書については、会員には出版社から一定の購読特典を受けることができる。

(3) 正会員、名誉会員、賛助会員、外国会員および学生会員は研究発表会において報告を行ない、または別に定める投稿規程にしたがって報文を学会誌に投稿することができる。

(3) 会員は本会の行なう各種の行事に参加することができる。

(学会誌の配布)

第 7 条 会員は、当該年において発行される学会誌のうち次の各号の配布を無料で受けることができる。

(1) 正会員(永年会員を含む)、外国会員、学生会員
和文の学会誌各号全 6 冊

(2) 団体会員、名誉会員
和文および英文の学会誌各号全 12 冊

(3) 賛助会員
和文および英文の学会誌各号全 12 冊。ただし、特に申し出のあった場合は各号 2 部を、あるいは会費に応じて各号 3 部以上を配付することができる。

2 会費を納入しない会員には、学会誌の配布を停止する。

(異動届および変更届)

第 8 条 会員が住所や所属先等を変更したときは、直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。

2 団体会員または賛助会員である団体は、その代表者を変更したときは直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。

(退会事由及び手続き)

第 9 条 会員は、定款第 8 条の規定に基づき、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

(改 廃)

第 10 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 本規則は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

(公益社団法人 日本水産学会) 役員の報酬及び費用に関する規則

(目的と意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本水産学会（以下、「この法人」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、本会を主たる職務場所としている常勤役員以外のものをいう。
- (3) 経理の技術を有する監事とは、公認会計士又は税理士の資格を持つ監事、あるいは営利又は非営利の法人において 5 年以上の経理の経験を有する監事をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は経理の技術を有する監事の職務の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第 4 条 この法人の経理の技術を有する監事に対する報酬は、別表第 1「経理の技術を有する監事の報酬」に定める定額とする。

第 5 条 第 4 条の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の支払い方法)

第 7 条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第 8 条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(補 足)

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

別 表 経理の技術を有する監事

理事会出席等、必要の都度、謝金として時間給 5000 円

8 . 公益社団法人への移行後の学会活動上の課題

(1) 全体の課題

学が社会とどのような関係を持つべきかという問題は水産学に固有の問題ではない。個人の行為としてならば、社会との関係をほとんど断ち切ったところに学を作ることでも可能であり許される。しかし、社会的にある機能を持つことを期待され、それ故にある種の権利を持つ学会という組織であれば、当然、社会との関係性を問われる。今回のアンケートによって寄せられた学会活動の課題・問題点の多くは、水産学会と社会の係わり合いに関する課題・問題点の指摘がほとんどであり、学会内部の運営、会員へのサービス、分野・組織間の関係等に関する問題は、若手の学会運営参加、支部と本部の関係、退職教員等ベテランの広報活動への参加など極めて限られていた。また、これらの問題点の指摘も、社会との関係をより緊密に保つための内部組織の充実という視点からなされたものであった。今回のアンケートは、学会の公益法人化が論じられている中で行われたために、これはある程度予想されていたことであったが、アンケート内容そのものは公益法人化を前提に作られたものではない。この結果は、すでに数回にわたって行われた理事会主催シンポジウム「水産学と日本水産学会の未来」等での意見交換によって、学会の基本的な機能に対する共通理解が生まれてきたためであるとも考えられる。いずれにしても公益社団法人への移行後初期の段階における本学会の中心的な課題は学会と社会との関係をいかに構築していくかであることが、アンケートの結果によっても確認できたといえよう。

学が作り出すものは情報である。学会という組織内でもさまざまな情報が交換され新たな情報が作り出されていく。学会と社会の関係とは、この情報のやり取り、つまり相互の

コミュニケーションシステムのことであり、今回のアンケートの結果はこのコミュニケーションシステムに弱点があり、改善が必要であるということの意味すると考えられる。情報のコミュニケーションには受信と発信があり、どちらか一方の身ということはありません。より多く受信したものは情報が豊かになり、多くを発信することが可能になる。また、より多く発信したものは見返りに多くの情報を受信できる。情報交換の相手について考えると、社会は多様であり、たとえば産業界、一般社会、マスコミ、教育界、他の学会組織、外国などがある。コミュニケーションは接点のあるところに生まれる。コミュニケーションの不足とは、接点の不足といってもよいであろう。以上のように考えると、アンケートの結果を全体として次のようにとらえることができる。学会員と地域の水産業との関係が希薄であるために、地域の水産業のニーズが把握できず、そのために、学会からニーズにこたえるような情報の発信ができない。また、ニーズの分析の結果をもとに取るべき対応を行政に提言することもできない。教育界のニーズを把握できていないために、水産側から水産教育の必要性を発信できない。シンポジウムの共催・表彰者の推薦等、他の学会との連携が不足しているために、水産側から他の学会への情報提供が不十分である。社会のニーズが把握できていないために、水産側からの情報を一般書のような形で社会に発信できていない。国際機関・国際学会との関連が希薄であるために、日本から必要な水産の情報を発信できていない、等々。問題の根本は、社会の各層との接点の不足にあるといえよう。このことは、従来学会の中心活動である学会誌の発行、大会・シンポジウム・講演会・勉強会等の実施についても同様である。すなわち、話題性のある魅力的な企画・情報の発信ができていないために、質の高い先駆的な論文の投稿や講演の申し込みが少なく、反対にそれらの情報提供が少ないために、魅力的な企画が作れないという関係がある。もちろん、こうした問題は、一部の学会員・学会内には意識されており、個人レベルあるいは個々の委員会レベルでは、先駆的な試みがなされているが、これらの動きを学会全体としてサポートする体制にはなっていない。

今後、数年間における本学会の活動の重点は、学会の諸機関において、社会との接点を広げ、そこから得られる情報を学会内で学の立場からそれらを統合・整理・発展させ、新たな情報として社会に発信していく活動の充実にある。

(2) 各事業における課題

1) 研究発表会および学術講演会等の開催による水産学研究の推進事業

- 研究発表会・学術講演会・見学会・勉強会等の活動を通じて、地域の産業界・行政機関・研究機関との間で問題の共有化をはかる。(各支部)
- 研究会・シンポジウムへの他セクターからの参加を促進し課題の共有に努める(本部、各委員会・懇話会、シンポジウム企画委員会)
- 国際学会・シンポジウム等の開催に協力、積極的に参加するとともに、国際的な情報の収集と、情報の発信に努める(国際交流委員会、本部、各会員)

2) 学会誌および学術図書の刊行による水産学研究の普及事業について

- 話題性のある総説等を企画し、インパクトファクターの向上に努める（編集委員会）
- 一般社会および教育界の動向を調査し、社会のニーズにあった出版を行うための企画編集の在り方を検討する（出版委員会、ベルソープック委員会）
- 支部レベルにおける情報提供の方法を検討・試行的に実施する（各支部）。
- 他機関・他学会・他委員会等との連携を通じてより総合的・長期的な視野に立った魅力的な出版企画を提案する（出版委員会、シンポジウム企画委員会、各委員会・懇話会）
- 水産技術の改良・装置等に関する情報を産業界等に普及する（水産技術誌監修委員会）
- 各レベルにおける学会の諸活動を収集し、日本水産学会誌および他の情報誌等を通じて発信する（企画広報委員会、本部）
- 海外の学会等との共同出版等に積極的に参加し、海外向けの情報発信に努める（国際交流委員会）
- より魅力的な学会誌となるために、web 投稿等、編集作業の迅速化に努める（編集委員会）

3) 関連学会等との連携および協力ならびに社会連携の推進事業

- 支部および本部レベルにおいて、産業界、行政、他学会との間で広く意見交換を行い、共同事業に積極的に参加するとともに、本会の諸活動への参加を呼びかける（各支部、各委員会・懇話会）
- 関連産業等の開発者・研究者との意見交換を活発に行い、情報の収集と発信に努めるとともに、協力体制の構築を図る（各支部・各委員会・懇話会）
- 地方自治体の水産試験場等研究機関の調査研究、観測活動を積極的に支援する（本部、各委員会・懇話会、各支部）
- 他の学会の企画等へも積極的に参加し、水産学からの情報を発信する（各会員）

4) 研究業績の表彰による学術の発展と科学技術の振興事業

- 学会員・非学会員を含めて、広く水産学および水産業の発展に貢献した個人・団体を表彰し、その表彰及び表彰理由を学会誌・一般誌等を通じて社会に発信する（学会賞選考委員会）
- 本部及び支部レベルにおいて、優れた行政担当者、水産業関係者を発掘し、学会誌・学会賞等を通じてその紹介・評価・顕彰を行う（本部、各委員会・懇話会、各支部）
- 支部大会等において優れた若手研究者をベストポスター賞、ベストプレゼンテーション賞等によって表彰し、その研究を支援する（各支部）
- 日本農学賞、日本農学進歩賞等、関連学会の表彰事業に協力し、本学会から積極的に

表彰候補者を推薦する（学会賞選考委員会）

- 国際賞や水産功労賞等の創設を検討する（国際交流委員会，学会賞選考委員会，本部）

5) 水産学に関連する教育の推進事業

- 大学・大学院レベル（水産学および一般教養）の教材の開発，教科書の作成（水産教育推進委員会）
- 大学間連携による大学，大学院レベルの教育プログラムの検討（水産教育推進委員会）
- 大学レベルの水産技術者教育の支援（水産教育推進委員会）
- JABEE 等教育認定機関と連携して水産教育の充実を図る（水産教育推進委員会）
- 小中高生徒，一般向けの教育・啓蒙の企画に対応する（水産教育推進委員会・企画広報委員会）
- 理科・社会等小中高生向けの一般の教科書への教材や情報を提供する（水産教育推進委員会・企画広報委員会）
- 一般向け，見学会等を企画実施する（企画広報委員会，他委員会・懇話会，各支部）
- 講師の派遣，関係試験研究機関のオープンハウスへの協力等，関連機関の啓もう活動に協力する（各委員会・懇話会，各支部）
- 啓発・社会教育プログラム・教材を作成する（水産環境保全委員会）
- ホームページ等 IT 関係を充実させ，最新の水産学，水産業に関連する情報を社会に向けて発信する(企画広報委員会)
- 水産教育における国際連携を図る（国際交流委員会）
- 学生・若手研究者の国際学会，海外インターンシップ，共同研究への参加等を支援する（国際交流委員会）

6) 水産学に関連する国際協力の推進事業

- 世界水産学協議会，アジア水産学会，その他諸外国水産学会との連携を強化する（国際交流委員会）
- FAO, WHO, JICA 等を通じて，水産学の基礎から応用にわたる分野別の国際連携を図る(国際交流委員会，他委員会・懇話会)
- 国際的に連携したシンポジウム，講演会，ワークショップ等を企画する（国際交流委員会，他委員会・懇話会）
- 途上国からの本学会諸行事への参加を支援する（国際交流委員会）
- 国際インターンシップ，国際サマースクール等を企画する（水産教育推進委員会，国際交流委員会）
- 生物多様性条約第 10 回締約国会議（2010 年名古屋）等における政府提言に学会の意見を反映させるように努める（水産政策委員会）
- 海外の関連高等教育機関との情報交換および水産学教育への支援（国際交流委員会）

- 海外関連学会のとの間で大会参加費の割引に対する相互承認，発展途上国から本学会大会へ参加する若手研究者の支援を検討する（国際交流委員会）
- 発展途上国の関連研究教育機関への Fisheries Science の寄贈や発展途上国の研究者の学会費割引制度を検討する(国際交流委員会)
- 国内の水産学研究者のリストを整え，FAO 事業の協力可能者として推薦する。JICA プロジェクトへ学会として参加する仕組みを作る(国際交流委員会)
- 海外の関連学会の情報（学会，大会，シンポジウム，ポスドク募集など）を会員に提供する(国際交流委員会)

7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- 地域社会・産業界・行政・他学会等との意見交換を通じて，新たな重要課題を発掘し，学会として問題解決型の研究プロジェクトを作って研究を推進し，これを評価する。
（本部・各委員会・懇話会，各支部）
- 地域社会・産業界に対して，研究・技術開発に関するコンサルティングを行う（各懇話会，各支部，本部）
- 水産試験場等，地方自治体における研究機関の調査研究，観測を持続的に維持・活性化するために，必要な働きかけを行政に対して行う（水産政策委員会）
- 政府・地方自治体における環境・資源・経済活動に関するデータ収集を持続的に継続するために必要な提言・ロビー活動を継続的に行う（水産政策委員会）

(3) その他の課題

- 若手会員を本部役員に加え，学会運営に参画させて学会の活性化と運営の合理化を図る。（本部・若手の会）
- 退職教員などを広報活動専従的に時間雇用し，広報活動を継続的に活性化する（本部・企画広報委員会）
- Fisheries Science のページチャージを廃止あるいは縮小し，投稿数の増加を目指す（本部・財務委員会）
- 会員増をはかることにより財源を充実させ，さらに寄付金や基金の提供などを通じて新たに財源を確保するとともに，活動経費を見直し，財務状況を改善して，新たな活動を可能にする（本部，財務担当理事）

おわりに

以上，日本水産学会の新公益法人制度への移行に関する報告書 - 第1次案について，取りまとめを行った。本「報告書(案)」はあくまで第一次案であり，今後，理事会，各支部・委員会，会員各位のご意見をいただき加筆・修正するものである。忌憚の無いご意見を本委員会までいただければ幸いである。

なお，本委員会の委員は下記のとおりである。

委員長	東海 正 (総務理事)
委員	青木一郎 (総務理事)
	竹内俊郎 (財務担当理事)
	北田修一 (財務担当理事)
	塩見一雄 (監事)
	渡邊精一 (監事)
	大島敏明 (総務幹事)
	坂本 崇 (庶務幹事)
	横田賢史 (会計幹事)
	鈴木秀和 (会計幹事)
	遠藤英明 (前庶務幹事)
オ`ザ`-ハ`-	會田勝美 (会長)